6 職員の服務の状況

職員の服務については、法第30条に服務の根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努めているほか、日ごろから職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っています。

令和6年度の服務規律の遵守に関する主な取組状況は、次のとおりです。

任命権者	取組内容	周知方法等
各任命権者	職員の服務規律の厳正な保持について、 以下の時期において、会計年度任用職員を 含む全職員に対して周知徹底を図りまし た。 ・ 夏季休暇取得時期の7月上旬 ・ 衆議院議員選挙の実施に合わせた10 月上旬 ・ 年末年始の休暇に向けた12月上旬	文書により職員への周知を図ったほか、各所属における会議、打合せ等の場で所属職員への周知徹底に努めました。